

足場に関する労働安全衛生法上の規定について

建設工事現場においては、今なお全労働災害の約3割を「墜落・転落」災害が占めており、その中で仮設物である足場からの墜落災害も多発しています。

労働安全衛生法では、平成21年及び平成27年に足場に関する規制の改正を実施していましたが、さらなる墜落防止対策の充実を図る観点から、令和5年10月1日及び令和6年4月1日に新たな法改正を行います。

ここでは、今回の法改正を含めた主な足場関係の法規制を解説します。

滋賀労働局・労働基準監督署（大津・彦根・東近江）

本足場（わく組足場以外）にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場（わく組足場以外）の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての手すり等及び中さん等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場、一側足場以外の足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、「手すり等」と「中さん等」を設置する必要があります。

足場等...高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ85cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

中さん等...高さ35cm以上50cm以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備

同等以上の機能を有するものとしては、高さ35cm以上の幅木、防音パネル、ネットフレーム、金網、架設通路面と手すりの間において労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材、が含まれます。

物体落下による危険防止措置

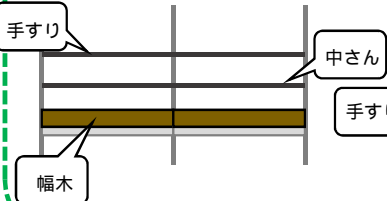
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。

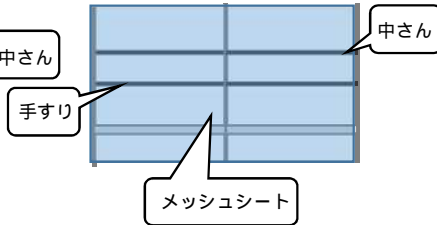
【措置例1】

手すり（高さ85cm以上）+
中さん（高さ35～50cm）+
幅木（高さ10cm以上）



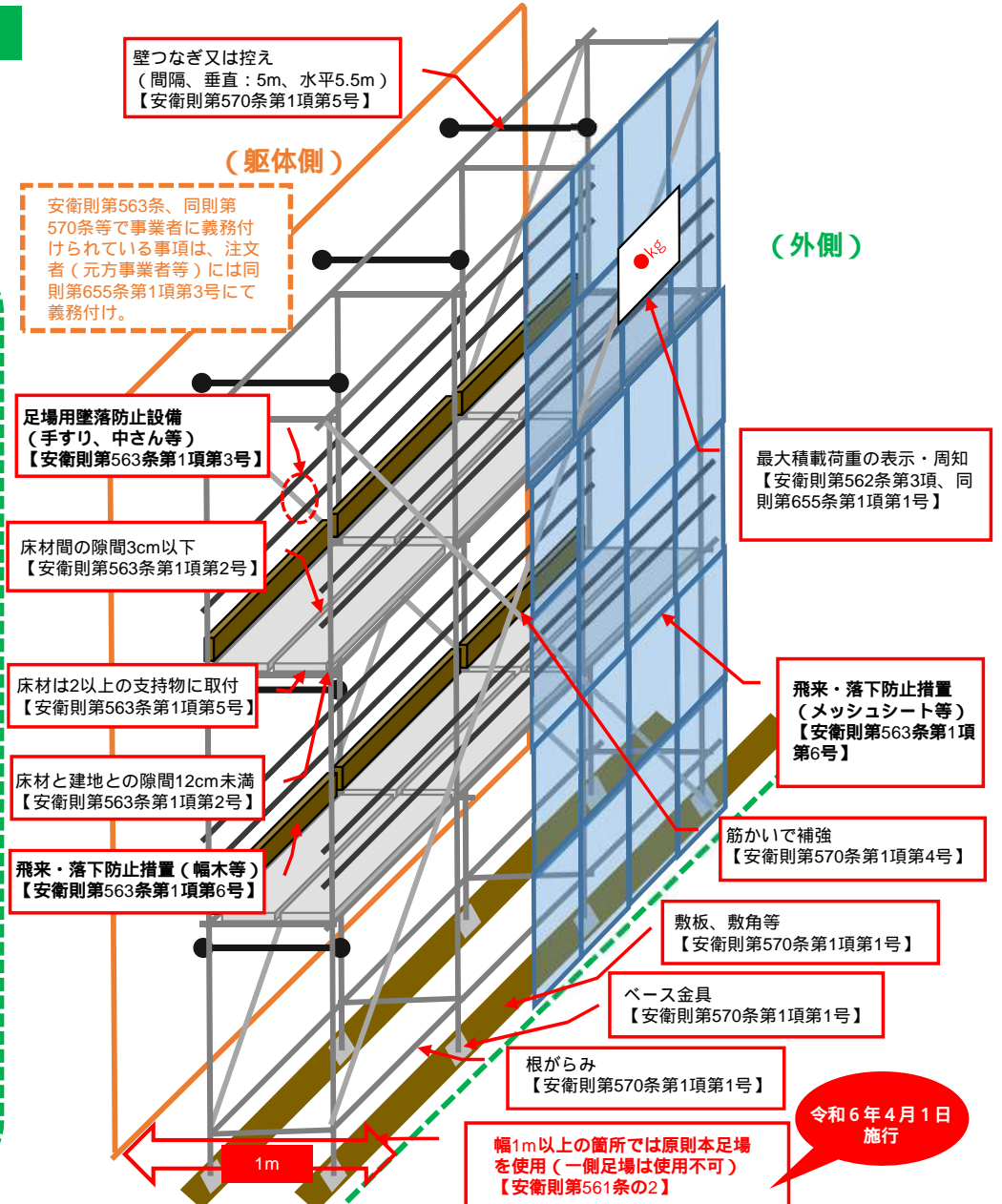
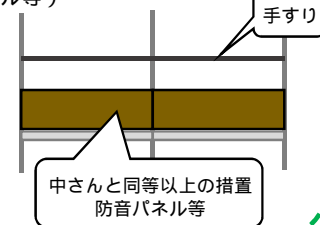
【措置例2】

手すり（高さ85cm以上）+
中さん（高さ35～50cm）+
メッシュシート



【措置例3】

手すり（高さ85cm以上）+
中さんと同等以上の措置
（高さ35cm以上の防音パネル等）



わく組足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**幅が1メートル以上の箇所において足場を使用する際は、原則本足場を使用し、一側足場を使用することができなくなります。**

本足場の内わく組足場の使用に当たっては、特に「足場用墜落防止設備」としての交さ筋かい、棧、幅木等の設置、物体の落下による危険を防止するための幅木等の設備の設置が重要となります。これらの措置には複数の選択肢が存在しますので、現場の実情等に応じて適切な措置を検討し、講じてください。

墜落防止措置

わく組足場については、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、「足場用墜落防止設備」として、次の何れかの設備を設置する必要があります。

交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の棧若しくは高さ15cm以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する措置

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ15cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

手すりわく

〔作業床から高さ85cm以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35cm以上50cm以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置された棧より構成されたわく状の丈夫な側面防護設備で十分な墜落防止の機能を有するものです。〕

物体落下による危険防止措置

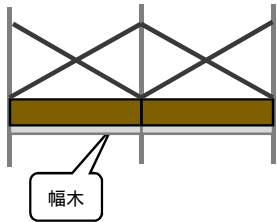
一側足場以外の足場については、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、「幅木等」を設置する必要があります。

幅木等...高さ10cm以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有するもの

〔同等以上の機能を有するものとしては、高さ10cm以上の防音パネル、ネットフレーム、金網が含まれます。〕

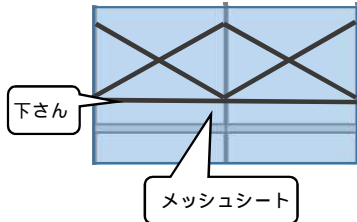
【措置例1】

交さ筋かい+
幅木（高さ15cm以上）



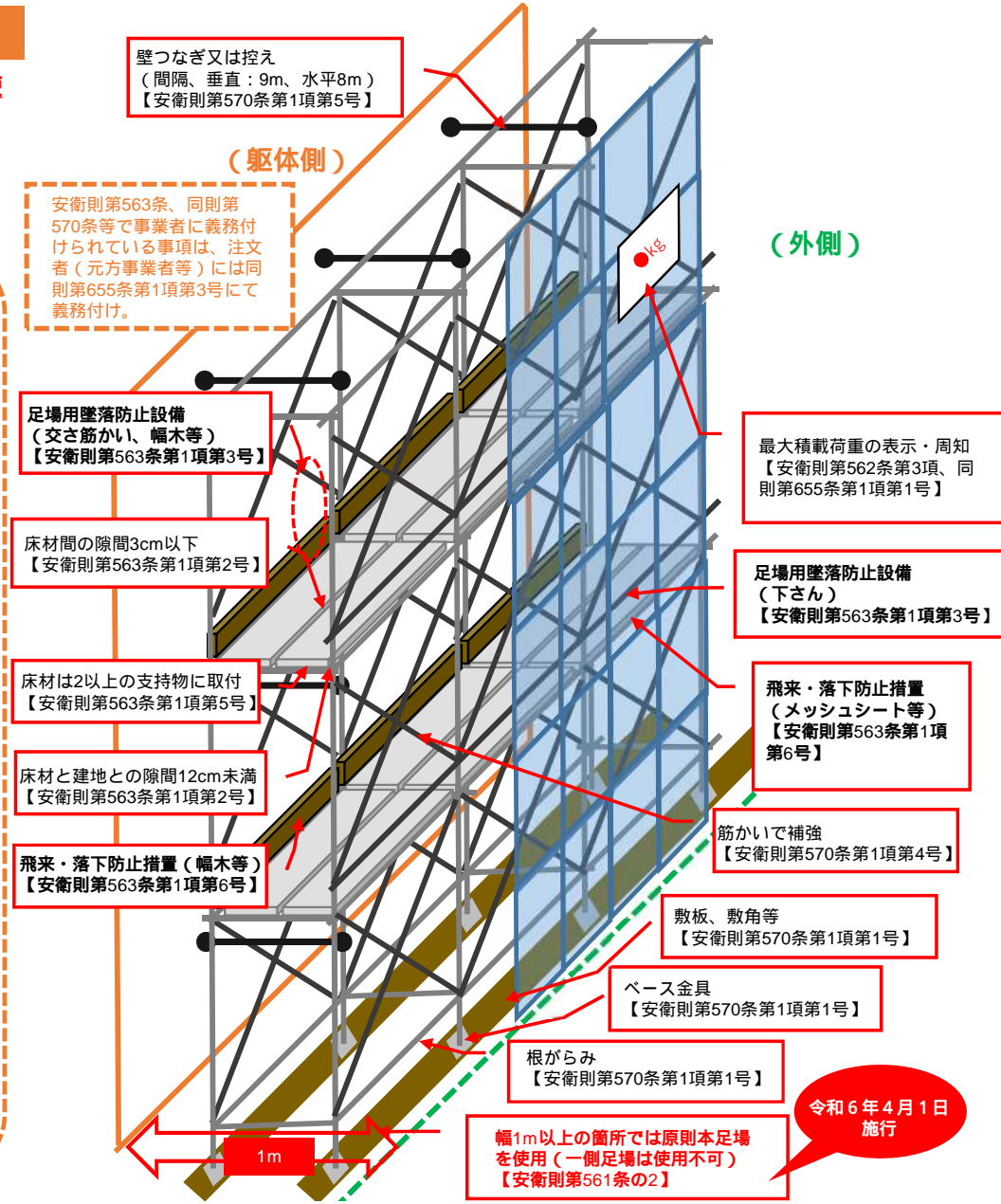
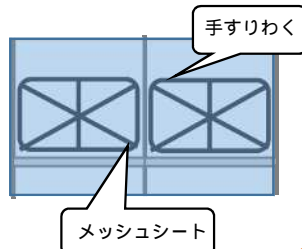
【措置例2】

交さ筋かい+
下さん（高さ15～40cm）+
メッシュシート



【措置例3】

手すりわく+
メッシュシート



令和6年4月1日
施行

一側足場にかかる主な労働安全衛生法上の法規制

令和6年4月1日の労働安全衛生法改正により、**一側足場を使用することができるのは、原則として幅が1メートル未満の箇所に限られます。**

一側足場の使用に当たっては、法令上は本足場で規定される「足場用墜落防止設備」の設置義務はありませんが、高さ2m以上の端部においては、少なくとも手すり等の墜落防止措置が必要となります。

また法的義務はありませんが、可能な限り、中さん、巾木等の設置に努めてください。

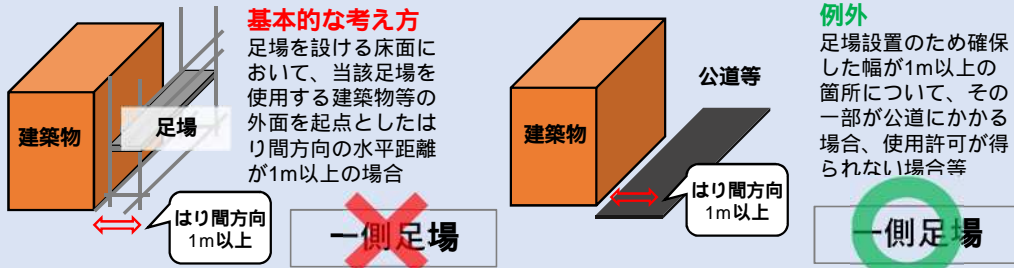
墜落防止措置

一側足場については、高さ2m以上の作業床の端部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、囲い、手すり、覆い等を設置する必要があります。

一側足場の使用範囲の明確化について

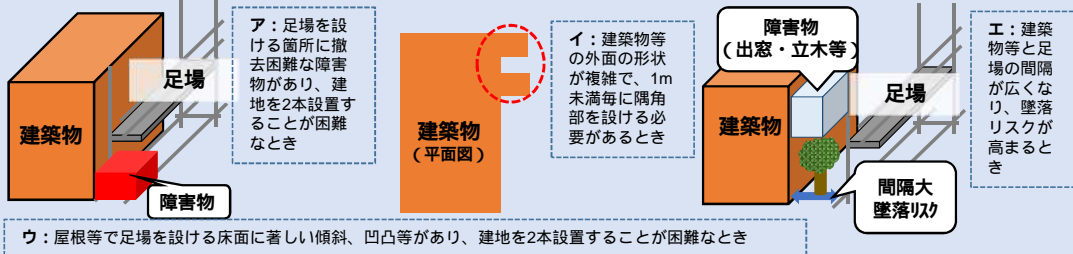
一側足場の使用の可否を判断する「幅1m以上」の箇所の判断は、以下の考え方で実施します。

1 「幅が1m以上の箇所」について

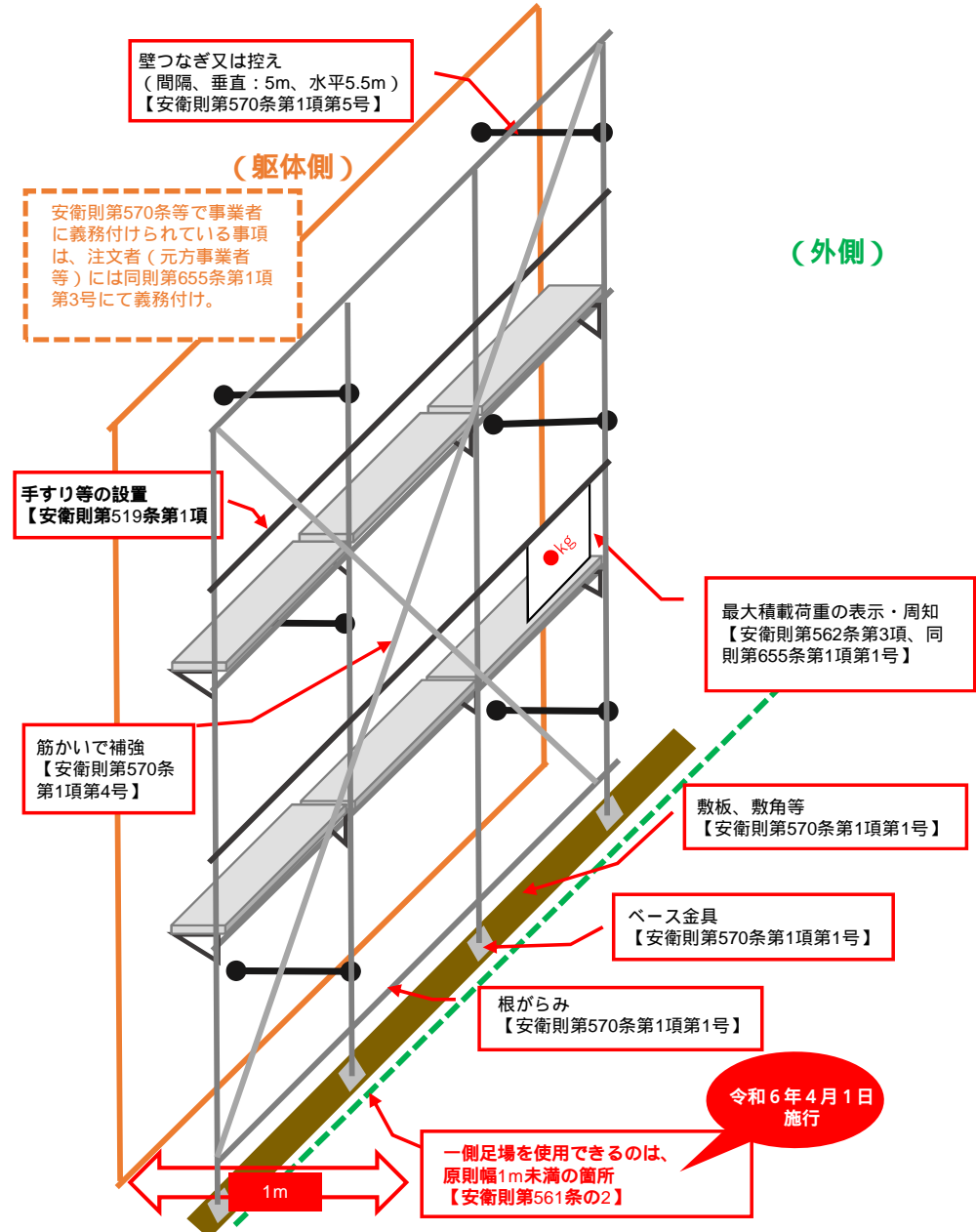


2 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」について（ア～エ）

はり間方向の水平距離が1m以上の場合でも本足場の使用が困難な以下の場合、一側足場の使用が可能です。

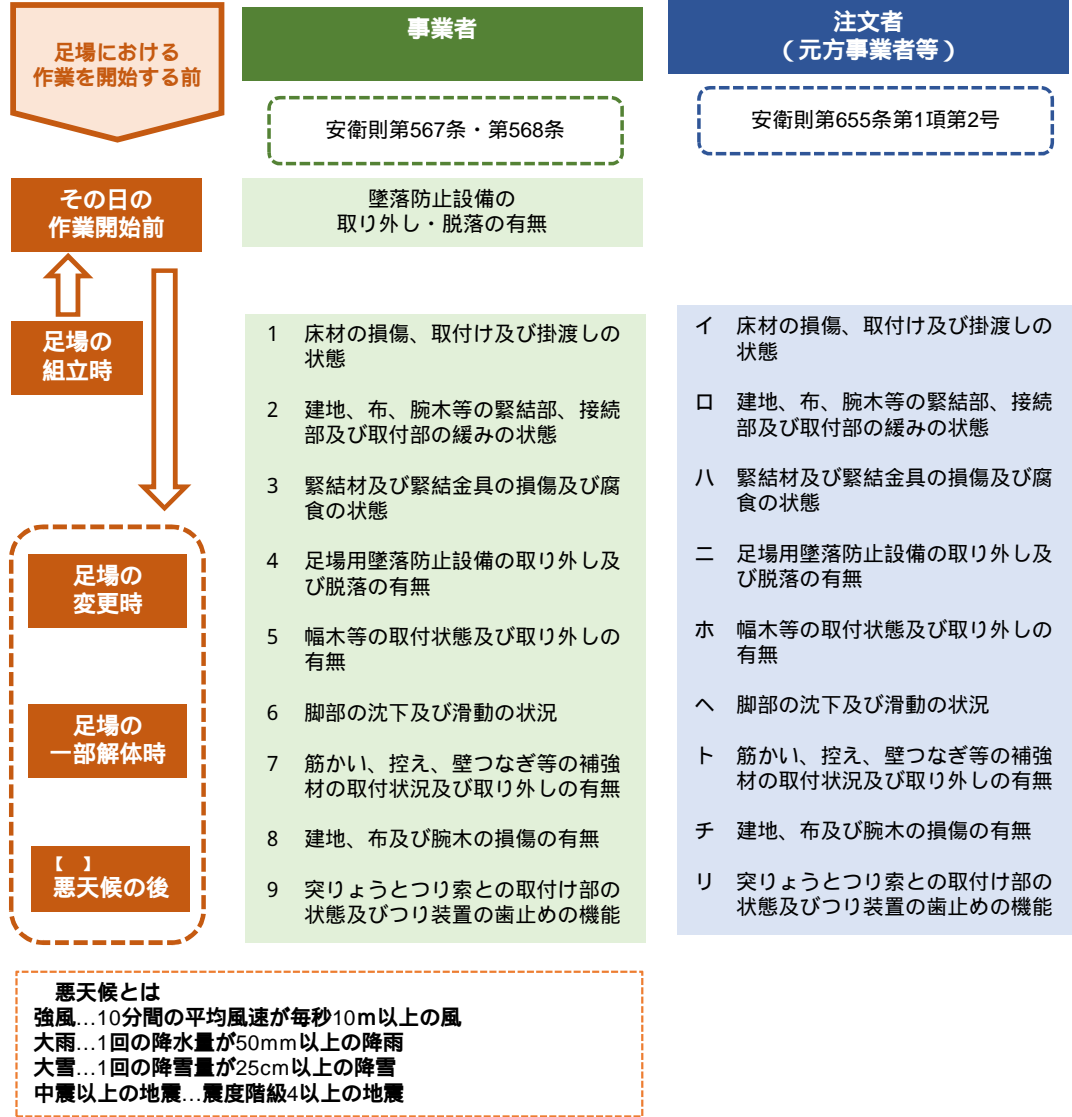


障害物等を理由として建地を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。



足場の点検等について

足場の安全点検を行う時季、点検事項



足場の安全点検の流れ

令和5年10月1日
施行

1. 点検者の指名

- 【点検者】足場の組立、一部解体又は一部変更後の点検は以下の者によることが望ましい
- 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
 - 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
 - 全国仮説安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
 - 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

【指名の方法】

- 書面で伝達する方法
- 朝礼等実際に際し口頭で伝達する方法
- メール、電話等で伝達する方法
- あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法

点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法

2. 指名された点検者による安全点検

「足場等の種類別点検チェックリスト」の活用が望ましい。

3. 点検結果の記録

令和5年10月1日
施行

【記録すべき事項】

- 点検の結果
- 点検者の氏名
- 点検結果に基づき修理等措置を講じた場合は、当該措置の内容

4. 点検結果の保存

【期間】足場を使用する作業を行う仕事終了するまでの間

作業主任者・特別教育

つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上での補助作業の業務を除く）

足場の組立等作業主任者技能講習修了者から、**足場の組立等作業主任者**を選任（安衛則第565条）

作業主任者の氏名・職務を掲示する等により関係労働者に周知（安衛則第18条）

作業主任者の職務

- 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと
- 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること
- 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

作業する労働者に**特別教育**を実施（安衛則第36条第39号）



【関係法令（抜粋）】

労働安全衛生規則第519条（開口部等の囲い等）…一側足場の場合の適用条文

- 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆(おお)い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第552条（架設通路）…労働者が通行するために設けられる通路部分

- 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。
 - 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。
 - 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）
 - 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の柵又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中柵等」という。）
- 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中柵等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第561条の2（本足場の使用）…令和6年4月1日施行

事業者は、幅が一メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りでない。

第562条（最大積載荷重）

- 事業者は、足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
- 事業者は、第一項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

第563条（作業床）

- 事業者は、足場（一側足場を除く。第三号において同じ。）における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。
 - つり足場の場合を除き、幅、床材間の隙間及び床材と建地との隙間は、次に定めるところによること。
 - 幅は、四十センチメートル以上とすること。
 - 床材間の隙間は、三センチメートル以下とすること。
 - 床材と建地との隙間は、十二センチメートル未満とすること。

- 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に掲げる足場の種類に応じて、それぞれ次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。以下「足場用墜落防止設備」という。）を設けること。

- わく組足場（妻面に係る部分を除く。口において同じ。）次のいずれかの設備
 - 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下の柵若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 - 手すりわく
 - わく組足場以外の足場 手すり等及び中柵等
- 腕木、布、はり、脚立(きゃたつ)その他作業床の支持物は、これにかかる荷重によつて破壊するおそれのないものを使用すること。

- つり足場の場合を除き、床材は、転位し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けること。
- 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

- 前項第二号八の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、床材と建地との隙間が十二センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、適用しない。
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が二十四センチメートル未満の場合
 - はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を二十四センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

- 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

- 第一項第五号の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 幅が二十センチメートル以上、厚さが三・五センチメートル以上、長さが三・六メートル以上の板を床材として用い、これを作業に応じて移動させる場合で、次の措置を講ずるとき。
 - 足場板は、三以上の支持物に掛け渡すこと。
 - 足場板の支点からの突出部の長さは、十センチメートル以上とし、かつ、労働者が当該突出部に足を掛けるおそれのない場合を除き、足場板の長さの十八分の一以下とすること。
 - 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは、二十センチメートル以上とすること。
 - 幅が三十センチメートル以上、厚さが六センチメートル以上、長さが四メートル以上の板を床材として用い、かつ、前号口及び八に定める措置を講ずるとき。
- 事業者は、第三項の規定により作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちに当該設備を原状に復さなければならない。
- 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第565条（足場の組立て等作業主任者の選任）

- 事業者は、令第六条第十五号の作業については、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない。

労働安全衛生法施行令第6条第15号

- つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業。

第566条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 一 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること

第567条（点検）

1 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、作業を開始する前に、次の事項について点検させ、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

- 一 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- 二 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
- 三 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- 四 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
- 五 幅木等の取付状態及び取り外しの有無
- 六 脚部の沈下及び滑動の状態
- 七 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
- 八 建地、布及び腕木の損傷の有無
- 九 突りようかつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

- 一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**
- 二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

第569条（丸太足場）

1 事業者は、丸太足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

六 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。

3 第一項第六号の規定は、窓枠の取付け、壁面の仕上げ等の作業のため壁つなぎ又は控えを取り外す場合その他作業の必要上やむを得ない場合において、当該壁つなぎ又は控えに代えて、建地又は布に斜材を設ける等当該足場の倒壊を防止するための措置を講ずるときは、適用しない。

第570条（鋼管足場）

1 事業者は、鋼管足場については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 足場（脚輪を取り付けた移動式足場を除く。）の脚部には、足場の滑動又は沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用い、根がらみを設ける等の措置を講ずること。
- 二 脚輪を取り付けた移動式足場にあつては、不意に移動することを防止するため、ブレーキ、歯止め等で脚輪を確実に固定させ、足場の一部を堅固な建築物に固定させる等の措置を講ずること。
- 三 鋼管の接続部又は交差部は、これに適合した附属金具を用いて、確実に接続し、又は緊結すること。
- 四 筋かいで補強すること。

五 一側足場、本足場又は張出し足場であるものにあつては、次に定めるところにより、壁つなぎ又は控えを設けること。

イ 間隔は、次の表の上欄に掲げる鋼管足場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下とすること。（表）

ロ 鋼管、丸太等の材料を用いて、堅固なものとすること。

ハ 引張材と圧縮材とで構成されているものであるときは、引張材と圧縮材との間隔は、一メートル以内とすること。

六 架空電路に近接して足場を設けるときは、架空電路を移設し、架空電路に絶縁用防護具を装着する等架空電路との接触を防止するための措置を講ずること。

2 前条第三項の規定は、前項第五号の規定の適用について、準用する。この場合において、前条第三項中「第一項第六号」とあるのは、「第五百七十条第一項第五号」と読み替えるものとする。

第571条（令別表第八第一号に掲げる部材等を用いる鋼管足場）

1 事業者は、令別表第八第一号に掲げる部材又は単管足場用鋼管規格に適合する鋼管を用いて構成される鋼管足場については、前条第一項に定めるところによるほか、単管足場にあつては第一号から第四号まで、わく組足場にあつては第五号から第七号までに定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 建地の間隔は、けた行方向を一・八五メートル以下、はり間方向は一・五メートル以下とすること。

二 地上第一の布は、二メートル以下の位置に設けること。

三 建地の最高部から測つて三十一メートルを超える部分の建地は、鋼管を二本組とすること。ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の二分の一以下の荷重をいう。）を超えないときは、この限りでない。

四 建地間の積載荷重は、四百キログラムを限度とすること。

五 最上層及び五層以内ごとに水平材を設けること。

六 はりわく及び持送りわくは、水平筋かいその他によつて横振れを防止する措置を講ずること。

七 高さ二十メートルを超えるとき及び重量物の積載を伴う作業を行うときは、使用する主わくは、高さ二メートル以下のものとし、かつ、主わく間の間隔は一・八五メートル以下とすること。

2 前項第一号又は第四号の規定は、作業の必要上これらの規定により難い場合において、各支点間を単純ばりとして計算した最大曲げモーメントの値に関し、事業者が次条に定める措置を講じたときは、適用しない。

3 第一項第二号の規定は、作業の必要上同号の規定により難い部分がある場合において、二本組等により当該部分を補強したときは、適用しない。

第653条（物品揚卸口等についての措置）...**元方事業者等注文者の義務規定**

1 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆(おお)い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆(おお)い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

2 注文者は、前項の場合において、作業床で高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所にあるものについては、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。

第654条（架設通路についての措置）

1 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。

第655条（足場についての措置）

1 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定め、かつ、これを足場の見やすい場所に表示すること。

二 強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後においては、**点検者を指名して（令和5年10月1日施行）**、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検させ、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態

ロ 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態

ハ 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態

ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取り外しの有無

ヘ 脚部の沈下及び滑動の状態

ト 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付けの状態

チ 建地、布及び腕木の損傷の有無

リ 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

三 前二号に定めるもののほか、法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格及び第二編第十章第二節（第五百五十九条から第五百六十一条まで、第五百六十二条第二項、第五百六十三条、第五百六十九条から第五百七十二条まで及び第五百七十四条に限る。）に規定する足場の基準に適合するものとする。

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果及び**点検者の氏名（令和5年10月1日施行）**

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

足場等点検チェックリスト

工事名() 工期(~) (注2)
 事業場名()
 点検者職氏名() (注3)
 点検日 年 月 日
 点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立て後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)
 足場等の用途、種類、概要() (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				